大分大学工学部学生自治会会則

第１章　総則

第１条　本会は大分大学工学部学生自治会と称し，その本部を本学工学部におく。

第２条　本会は大分大学工学部全学生をもってこれを組織する。

第３条　本会は学生の自主と協調により会員相互の親睦を図り学生生活の充実向上に努めることを目的とする。

第４条　本会には次の機関を設ける。

１　執行機関　　中央委員会，専門局（企画局，報道局，厚生局，カリキュラム審議局）
２　議決機関　　学生大会，代議員会，クラス会
３　交渉機関　　学生評議会
　　会計監査委員会，選挙管理委員会，共済委員会

第５条　委員の任期は４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

第２章　執行機関

第１節　中央委員会

第６条　中央委員会は本会最高の執行機関である。

第７条　中央委員会は次の委員をもって構成する。

１　中央委員長　　１名
２　中央副委員長　　１名
３　書　　記　　１名
４　会　　計　　２名
５　専門局長　　各１名　計９名

第８条　中央委員会は次の任務を行なう。

１　学生大会，代議員会に議案を提出する。
２　学生大会，代議員会に予算及び決議案を提出する。
３　学生大会，代議員会において決定した事項について会務を執行する。

第９条　中央委員会は会務執行のため次の専門局を設ける。

１　企画局
２　報道局
３　厚生局
４　カリキュラム審議局

２　中央委員会は諸行事に際して実行委員会を設けることができる。

第１０条　中央委員長は本会を代表する会務執行の最高責任者である。
２　中央副委員長は委員長を補佐し，委員長の事故に際してはこれを代行する。

第１１条　中央委員会は少なくとも週１回は開くものとする。

第１２条　中央委員会における外部の傍聴は原則として認めない。

第２節　専門局
第１３条　専門局は中央委員会に設けられた執行機関である。

第１４条　専門局の局員は選挙後ただちに公募し公示された会員をもって構成する。
２　副局長をその互選によりおく。

第１５条　各専門局は次の業務を行なう。
１　企画局　　諸行事の企画ならびに執行に関する業務
２　報道局　　機関紙発行に関する業務
３　厚生局　　福利厚生に関する業務
４　カリキュラム審議局　　自主的学習活動の推進に関する業務

第１６条　専門局の企画等の草案は中央委員会に提出しなければならない。

第３章　議決機関
第１節　学生大会
第１７条　学生大会は本会最高の議決機関である。

第１８条　学生大会は本会々員をもって構成する。

第１９条　定期学生大会は毎年５月上旬に開催する。ただし次の場合，臨時学生大会を開かねばならない。
１　代議員会より要求のあったとき
２　中央委員会が必要と認めたとき
３　不信任案が成立したとき
なお不信任案に関しては別に定める。

第２０条　学生大会は中央委員長がこれを招集し，議長・副議長及び書記はそのつど会員中より選出する。

第２１条　学生大会の開催に際して中央委員長は７日前までにその日程，議案，その他必要事項を公示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第２２条　学生大会は会員の４分の１以上の出席で成立する。

第２３条　学生大会の決議は出席会員の過半数で成立する。なお賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第２４条　出席者が会員の４分の１に満たず，なおかつ６分の１以上であれば仮学生大会となり，その過半数で仮学生大会の決議となる。
２　仮学生大会の決議事項は全クラス投票の結果，その過半数で学生大会の決議となる。なおこの場合各クラスにおいてはクラス員の２分の１以上の投票を要する。

第２節　代議員会

第２５条　代議員会は学生大会に次ぐ議決機関である。

第２６条　代議員会は各クラスから選出された代議員をもって構成する。
２　正副代議員長をその互選によりおく。

第２７条　定期代議員会は原則として月２回開催する。ただし次の場合，臨時代議員会を開かねばならない。
１　代議員の４分の１以上の要求があったとき
２　代議員長が必要と認めたとき
３　中央委員会より要求のあったとき

第２８条　代議員会は代議員長がこれを招集し，議長・副議長は正副代議員長がこれを務める。

第２９条　代議員会は正副代議員の３分の２以上の出席で成立する。

第３０条　代議員会の決議は出席議員の過半数で成立する。なお賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第３１条　代議員会における外部の発言は議長の承認を要する。

第３２条　代議員会は成立後１週間以内に互選により次の委員を決定する。なお兼任はこれを認めない。
１　会計監査委員　　５名
２　共 済 委 員　　３名

第３節　クラス会

第３３条　クラス会は代議員会に次ぐ議決機関である。

第３４条　クラス会はクラス全員をもって構成する。

第３５条　クラス会は次の場合開催する。

１　クラス員の４分の１以上の要求があったとき。

２　代議員会が必要と認めたとき。

第３６条　クラス会の招集及びその議長は，クラスの代議員がこれを務める。

第３７条　クラス会の決議は出席クラス員の過半数で成立する。なおこの場合クラス員の３分の２以上の出席を要する。

第３８条　クラス会は毎年１月下旬に互選により代議員１名を決定する。

なおこの代議員が正副代議員長となった場合は再度別に選出を要する。

第４章　学生評議会

第３９条　学生評議会は本会運営に関する交渉機関である。

第４０条　学生評議会は中央委員及び正副代議員長をもって構成する。なお必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

第４１条　学生評議会は会員から要求のある場合討論会を開催しなければならない。

第５章　会計

第４２条　本会の通常経費は次に挙げるものをもってこれにあてる。

１　会費

２　後援会援助金

３　寄付金

４　各種事業収益金，その他

２　本会の会費は入学時に納入するものとしすでに納められた一切の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第４３条　本会の会費の変更，予算及び決算案は代議員会をへて学生大会の承認を要する。

第４４条　本会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

第６章　会計監査委員会

第４５条　本会の通常経費及び備品の使用が正常かつ適正であるかを監査するために会計監査委員会をおく。

第４６条　会計監査委員会は代議員中より互選された５名をもって構成する。
２　正副会計監査委員長をその互選によりおく。

第４７条　会計監査委員会は次の場合会計監査を行わなければならない。
１　会計年度末
２　代議員会が必要と認めたとき。
３　会員の２０分の１以上の要求があったとき。

第７章　中央委員選挙

第４８条　中央委員の選挙は毎年１月下旬に行なう。

第４９条　中央委員の選挙は連立々候補制であり各立候補の責任者は立候補者の氏名を選挙日の７日前までに公示しなければならない。

第５０条　中央委員の選挙は有権者の３分の１以上の有効投票をもって成立する。
２　中央委員は有効投票総数の過半数をもって当選としそれに満たない場合は上位２者によって決戦投票を行なう。

第５１条　単独立候補の場合は信任投票を行なう。
２　信任投票は有権者の３分の１以上の有効投票を必要としその過半数をもって信任される。

第５２条　中央委員会が総辞職した場合１４日以内に選挙を行なう。

第８章　選挙管理委員会

第５３条　本会の選挙を正常かつ適正に行なうため選挙管理委員会をおく。

第５４条　選挙管理委員会はそのつど代議員中より互選された５名をもって構成する。
２　選挙管理委員会はその互選により正副選挙管理委員長をおく。

第５５条　選挙管理委員会は立候補の締切日及び選挙日をそれぞれ１０日前までに公示しなければならない。

第９章　共済委員会

第５６条　会員の不慮の事故に対する救済のため共済委員会をおく。

第５７条　共済委員会は代議員中より互選された３名をもって構成する。
２　正副共済委員長をその互選によりおく。

第５８条　共済費の使用は代議員会の承認を要する。なおその運用規定に関しては別に定める。

第１０章　改正

第５９条　本会々則を改正するにあたっては代議員会をへて学生大会の承認を要する。

附則

本会々則の施行は昭和５１年４月１日とする。